

宇都宮市監査委員告示第10号

地方自治法第242条第1項の規定により、平成30年10月26日に提出を受けた宇都宮市長措置請求について、同条第4項の規定により監査を行い、結果を次のとおり公表する。

平成30年12月21日

宇都宮市監査委員 岡本典幸

同 福田栄

同 今井恭男

同 五月女伸夫

宇都宮市長措置請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (略)

氏名 西 房美

2 請求書の提出日

平成30年10月26日

3 請求の内容

請求人から提出された「宇都宮市長佐藤栄一に関する措置請求の要旨」による主張要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 主張要旨

- ・ 宇都宮市は、宇都宮市議会政務活動費の交付等に関する条例（平成13年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、平成29年度に宇都宮市議会の会派「日本共産党宇都宮市議員団」に2,400,000円を交付した。
- ・ この政務活動費は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項及び第16項並びに条例に基づき交付されたものである。
- ・ 日本共産党宇都宮市議員団は政務活動費の広報広聴費として1,112,440円、そのうち「議会報告ほっとらいん64号（以下「ほっとらいん64号」という。）」印刷代として「あさひ印刷」に265,000円を支出している。
- ・ しかしながら、「あさひ印刷」の領収証に記載されている住所には人が住んでおらず、電話が通じず、実在しない。
- ・ したがって、「ほっとらいん64号」印刷代265,000円は、政務活動費の趣旨である議員の調査研究その他の活動に資する経費と認めることができず、条例第6条の用途基準に反した違法又は不当な支出である。

(2) 措置請求

宇都宮市長に対して、上記違法行為により生じた損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

4 請求書の要件審査

本件請求については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認められたので、平成30年10月31日に受理を決定した。

5 監査委員の除斥

法第199条の2に定める除斥事項に該当する者はいないことを確認した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

宇都宮市長が、日本共産党宇都宮市議員団の政務活動費の広報広聴費のうち、「ほっとらいん64号」の印刷代金の返還請求を行っていないことの違法性、不当性

を監査対象事項とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を議会事務局総務課とした。

3 請求人の新たな証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成30年11月8日に請求人から新たな証拠の提出を受け、同月15日に陳述の機会を与えた。

4 監査対象部局職員の陳述

監査対象部局から、平成30年11月12日に監査事項に係る陳述書の提出を受けた。

5 関係人への調査

日本共産党宇都宮市議員団に対して、法第199条第8項の規定に基づき、平成30年11月6日に文書照会による調査を行い、同月9日に文書による回答の提出を受けた。

第3 監査の結果

1 請求人の陳述内容等

(1) 新たな証拠

平成30年11月8日に、新たな証拠として以下の書類の提出を受けた。

- ①ほっとらいん印刷代の領収証（平成20年10月6日付、金額193,200円、「株式会社あさひ印刷」発行）の写し
- ②ほっとらいん議会報告印刷代の領収証（平成28年4月20日付、金額64,800円、「あさひ印刷」発行）の写し
- ③鹿沼市千渡の住宅地図の写し
- ④「あさひ印刷」の現況写真（2018（平成30）年10月26日付）9枚

(2) 陳述内容

陳述された内容は概ね次のとおり

- ・ 10年ほど前に情報公開請求により入手した「ほっとらいん」の印刷の領収証は「株式会社あさひ印刷」が発行していたが、平成28年の領収証は「あさひ印刷」が発行しており、「株式会社」の表示が抜けている。
- ・ 「株式会社あさひ印刷」と「あさひ印刷」は電話番号、FAX番号が同じである。電話を掛けると「現在使われておりません」というメッセージが流れる。
- ・ 証拠として提出した現況写真のとおり、「あさひ印刷」の住所の場所には、草が生い茂り、郵便物は溜まり、電気のメーターが外れているなど、使われている様子はない。
- ・ また、領収証には会社名はあるが個人名が記載されておらず、不備がある。

2 監査対象部局に対する事実関係の確認

監査対象部局の陳述書により、以下の事実を確認した。

(1) 広報広聴費について

条例第6条別表に定める広報広聴費は、「会派が調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費並びに会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費」

としている。

また、広報広聴費の主な支出例として、宇都宮市議会政務活動費の使途基準の運用に関する規程（以下「規程」という。）第2条別表において、「広報費・報告書等印刷費、送料、会場費、茶菓子代等」としており、規程第2条第2項に基づき定める科目別充当指針において、広報広聴費の充当を可とする経費のひとつとして、「会派広報紙や会派ホームページに要する経費」としている。

(2) 提出書類について

条例第7条において、会派は政務活動費に関する経理責任者を置き、経理責任者は領収書その他の証拠書類を整理し、政務活動費の支出について会計帳簿を調製しなければならないこととしている。また、条例第8条において、政務活動費の精算時に、会派の代表者は収支報告書を作成し、領収証書等を添えて議長に提出しなければならないこととしている。

3 関係人への調査による事実関係等の確認

日本共産党宇都宮市議員団への書面による調査において、以下の内容を確認した。

(1) 議会報告「ほっとらいん」の発行の趣旨について

議会報告「ほっとらいん」の発行の趣旨は、以下のとおり回答を受けた。

「市議会発行の広報誌だけでは、市議会・市政及び日本共産党市議員団の活動内容と報告が不十分なため、市民と市議員団をつなぐほっとらいんとして発行し、市民に届けて市政の現状、市議員団の市政改革への見解等を広報し、市民のご意見・ご要望等をどしどしお寄せいただき議会活動を発展させるため。またほっとらいんによる広報を通じ、市民との市政に関する双方向での取組を広げるため市政アンケートも同時に行うなど広聴にも重きを置いている。」（原文のまま）

(2) 「ほっとらいん64号」の請求書等について

「ほっとらいん64号」の印刷の際の請求書等の写しを確認した。

①請求書（2017（平成29）年4月10日付、金額265,000円、
「あさひ印刷」発行）

②納品書（2017（平成29）年4月12日付、金額265,000円、
「あさひ印刷」発行）

(3) 「ほっとらいん64号」の発行部数等について

「ほっとらいん64号」の印刷部数、発行部数、配布先及び配布方法は、以下のとおり回答を受けた。

「（印刷部数）	32,000枚	
（発行部数）	32,000枚	
（配布先）	市民・市内世帯	
（配布方法）	新聞折り込み	下野新聞 3,000枚
	しんぶん赤旗及び資料	3,000枚
	メール便	2,005枚
	党员・ボランティア による地域世帯配布	23,500枚
	残	495枚」（原文のまま）

(4) 「ほっとらいん64号」配布に関する領収証について

「ほっとらいん64号」の配布に関する領収証の写しを確認した。

- ①メール便領収証（平成29年5月31日付，領収金額81,872円，「ヤマト運輸株式会社」発行，952通分）
- ②6月8日新聞折込広告代金の領収証（平成29年6月6日付，領収金額11,340円，「株式会社栃木オリコミ・センター」発行，3,000枚分，但し自費による）
- ③メール便領収証（平成29年8月31日付，領収金額90,558円，「ヤマト運輸株式会社」発行，1,053通分）

(5) 「ほっとらいん64号」の実物について

日本共産党宇都宮市議員団より，「ほっとらいん64号」5部の提出を受け，実物を確認した。

(6) 市政・議会アンケートについて

日本共産党宇都宮市議員団より，市政・議会アンケート（2017（平成29）年4月）回答の一部（5件）の写しの提出を受け，アンケート回答の内容を確認した。

(7) その他について

その他，議会報告「ほっとらいん」の発行頻度，発行部数，配布先，配布方法，当該印刷業者選定の理由及び補足事項などについて回答を受けた。

4 監査委員の判断

今回の住民監査請求についての判断をするに当たっては，政務活動費から支出した「ほっとらいん64号」の印刷代金が，違法又は不当な支出に該当し，市に損害を与えたのかどうかという観点から監査を実施した。

(1) 「ほっとらいん64号」について

ア 「ほっとらいん64号」の印刷について

「ほっとらいん64号」の印刷については，事実関係で確認したとおり，請求書（2017（平成29）年4月10日付）及び納品書（2017（平成29）年4月12日付）が提出され，金額も合致しており，実物の提出も受けていることから，実際に印刷がなされたとするのが妥当と判断する。なお，通常は納品後に請求があると思われるが，納品書と請求書が前後したとしても，実際に印刷がなされたかどうかという判断に影響はない。

イ 「ほっとらいん64号」の配布について

「ほっとらいん64号」の配布については，調査事項の中で，新聞折込やメール便，党员・ボランティアによる地域世帯配布によって大部分の配布をしていると回答している。これについては，新聞折込，メール便の領収証が存在することや，市政・議会アンケートの回答内容が「ほっとらいん64号」の内容と合致していることから，実際に配布がなされたと判断するのが妥当である。

ウ 「ほっとらいん64号」の印刷代金について

「ほっとらいん64号」の印刷代金については，請求人が添付した資料に印刷代金として「あさひ印刷」発行の領収証（平成29年4月10日付，金額265,000円）があり，その金額及び日付が請求書と一致するところから考

えれば、支払いがなされたとするのが妥当であると判断する。

エ 「ほっとらいん64号」の印刷単価について

政務活動費は、会派の自主性、自律性を尊重する観点から、当該支出が、著しく高額であるなど明らかに不当であるという場合を除いては、第一義的には、各会派の自律的な判断に委ねられるものとする。このことを踏まえ、本件の印刷単価をみると、8,280円（消費税込）であり、市の事業に係るリーフレット等の印刷単価と比較しても、高額であるとまではいえず不当であるとはいえないと判断する。

オ 政務活動費の広報広聴費からの支出について

「ほっとらいん64号」の印刷代が、政務活動費の広報広聴費に該当するのかどうかについてであるが、議会報告「ほっとらいん」の発行の趣旨に照らし、条例・規程等の使途基準に該当することについて特に疑義はないと判断する。

(2) 監査対象部局の事務手続について

監査対象部局である議会事務局総務課の政務活動費に関する事務手続については、条例・規程等に定められた提出書類について確認しており、その事務処理において、特に疑義はないと判断する。

(3) 請求人の主張について

請求人は、領収証記載の住所が、無人であることや、電話が不通であること、また、領収証の記載事項の不備を理由に本件印刷代金の支出が違法・不当であると主張する。しかし、印刷については、他に委託をするなどの代替手段を取り得ること、また、領収証に個人名が記載されていないことをもって、直ちに印刷代金の支払いの否定に繋がるものではないことから、当該印刷代金の支出が、違法・不当であるとまではいえないと判断する。

(4) 結論

「ほっとらいん64号」の広報広聴費からの支出は、条例第6条の使途基準に反した違法・不当な支出には該当せず、市に損害を与えるものとはいえない。したがって、請求人の主張は理由がなく、本件措置請求はこれを棄却するものとする。

最後に、政務活動費は公費で賄われその原資を税に負っていることから、その使用に当たっては、領収書をはじめとする関係書類について十分に確認し、市民に疑念を抱かれないよう、より適正な執行に努められたい。